

仕 様 書

1 件名 令和8年度作業服（冬）の購入

2 目的

九州農政局職員が、業務の遂行に当たり、現場に直接出向き作業等をする必要がある場合に、安全の確保及び軽快かつ円滑な作業実施のため担当職員に貸与する作業服を調達する。

3 納入場所及び検査場所

別紙「令和8年度作業服（冬）の購入」品目及び予定数量等一覧表のとおり

4 履行期限

令和8年11月13日（金）

5 予定数量

別紙「令和8年度作業服（冬）の購入」品目及び予定数量等一覧表のとおり

6 納入及び支払い

- (1) 参考商品で示しているサイズ範囲に対応する作業服であること。
- (2) 参考商品以外で仕様を満たす商品も可とする。この場合、受注者は、仕様を満たすことを証明するカタログ等を納入の前に提出し、会計課担当者に承認を得ること。その承認のための手続きについては、オープンカウンター方式による見積依頼公告によるものとする。
- (3) ズボンの裾上げ補正については、契約締結後に、会計課担当者から裾上げの長さを一覧にて指定するので、受注者はこれに基づき補正をするものとする。
- (4) ズボンの裾上げ補正費用については、受注者が負担することとし、見積金額に含めるものとする。
- (5) 納入にかかる経費については、受注者が負担することとし、見積金額に含めるものとする。
- (6) 納入は、配送を基本とするが、納入場所に持参することも可能とし、会計課担当者と事前に協議を行うこととする。
- (6) 納入する商品は、新品未使用であること。
- (7) 会計課担当者の指示に従い、納品を行うこと。
- (8) 受注者は、すべての商品の納入完了後に検査職員の検査に合格した場合、発注者に契約代金を請求できるものとし、発注者は受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求額を受注者に支払うものとする。
ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当のため受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

7 環境への配慮

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）

ウ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

(2) 環境配慮に関する特記事項

受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用 等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

8 その他

この仕様書に疑義があるとき又はこの仕様書により難い事案が生じた場合はあらかじめ発注者と協議すること。

9 注意事項

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 8 年 2 月 3 日変更閣議決定)については環境省のホームページを参照されたい。(「グリーン購入法」で検索可能)

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>